

8－1 推進体制

新幹線飯山駅周辺地区の都市空間デザイン計画は、基本構想または基本計画レベルでまとめたものの、その実現化にむけて計画の熟度を高め、関係者の合意形成を図っていく必要がある。さらにこれから不断かつ永続的な取り組みが基本となるまちづくりも本格始動する。こうした観点から、良好な都市空間デザイン形成に向けた当面の推進体制について検討する。

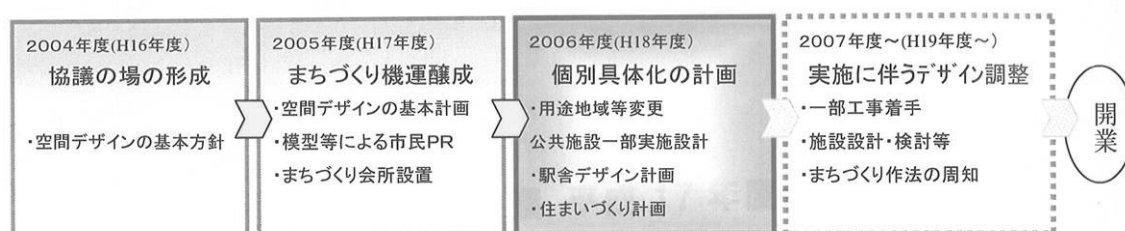
1) 飯山駅周辺地区都市空間デザイン計画立案から実現化への流れ

2003 年 11 月（平成 15 年度）に、「新幹線まちづくり市民会議」から新幹線開業を見据えたまちづくりについてハード・ソフト両面からの提言が市長に行われた。これら幾つかの内容をより専門的見地から具体化するとともに、多主体がひとつの駅周辺空間デザインコンセプトを基軸に魅力的な駅周辺空間・まちづくりを実現するために本会議が発足された。

2004 年度は異種事業主体・関係者の協議の場を形成しつつ、2005 年度に具体的な計画検討を行い、駅舎のイメージ模型等の一部を市民 PR するなどまちづくりの気運醸成を図ってきたところである。

2006 年度からは、実践の年度として土地区画整理事業等が着手となり、公共施設の実施設設計や住民への家屋補償・建替など新たな生活設計を考える時期を迎えたこととなる。また駅舎にあってイメージコンセプトの検討等各分野において個別具体の検討が必要となってきた。（図表 8.1 参照）

■図表 8.1 飯山駅周辺都市空間デザイン計画立案から実現化への流れ

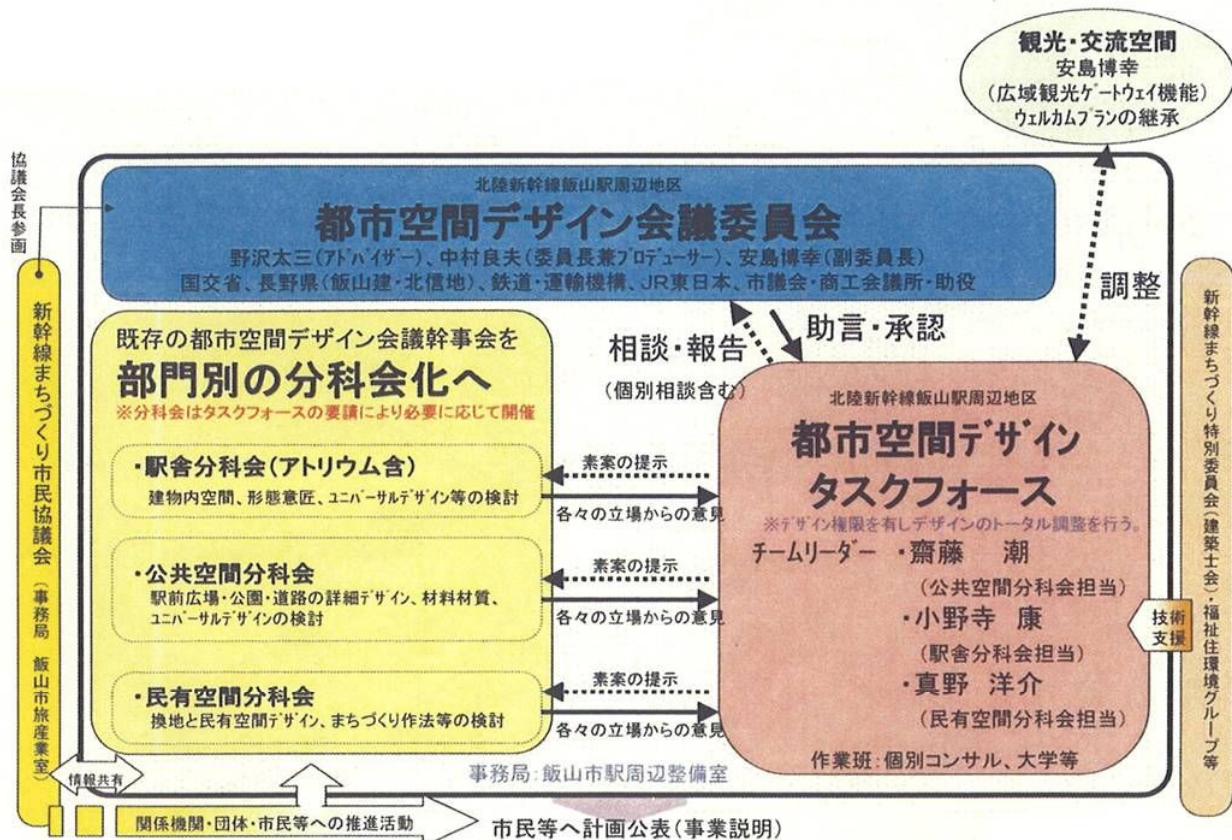


2) 2006 年度以降のデザイン会議組織体制（案）

本会議の報告書が活きたものとなるよう、また実現へ一歩ずつ進めていくためにも、組織の一部再生案を提案する。当デザイン会議は、委員会と幹事会の 2 層構造でスタートし、多主体の事業をひとつのテーブルで様々な角度から多項目にわたり議論を重ねてきた。2006 年度以降は、デザインコンセプトを基軸に個別具体的な検討をすることとなることから、幹事会を分科会（ワーキンググループ）形式に変形し、より活動を活発化させることとしたい。また各分野間のデザイン調整やトータルコーディネート等をタスク

フォース（特別調査チーム）が行うこととし、委員会は助言・承認といったセクションとして引き続き残していくこととする。さらに各種専門家グループからの技術的支援や市民団体（新幹線まちづくり市民協議会）との協働による事業推進活動も並行して行うこととなる。なお、分科会はそれぞれの分野における考え方等を共有し情報交換を行う場であり、事業者に対して事業担保をとるものではない。（図表 8.2 参照）

■図表 8.2 2006 年度以降のデザイン会議組織体制（案）



8-2 事業スケジュール

飯山駅周辺整備は北陸新幹線開業時（平成 26 年度）を完成目標として、概ね以下のスケジュールで進めていく予定である。

■図表 8.3 新幹線飯山駅開業までのタイムスケジュール

事業	項目区分	実施主体	実施内容	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
北陸新幹線	土木構造物 (市街地)	(独) 鉄道・運輸 機構	・菜の花大橋～飯山トンネル 約1.4km	用地買収・設計協議		土木構造物設計・工事		軌道・電気工事				開業 H16.12 政府・ 与党 申し合 わせ			
	駅舎建築物		・駅舎部 長さ約100m、幅24m ・ホーム部 長さ310m 幅21m ・3階建構造	駅舎デザイン検討		詳細設計		建築工事							
JR飯山線	飯山駅移設	飯山市 JR東日本	・在来線駅機能を新幹線駅内へ 統合	設計協議		概略設計		詳細設計・許認可事務		本体工事					
土地区画整理 事業地区	面的整備	飯山市	・事業区域面積 約7.7ha ・権利者数 74人	都決 (3月)	実施設計・換地設計		家屋補償、移転・工事								
	総合福祉センター移転		・地区外移転		移転工事										
	東口広場		・広場面積8000㎡ ・ゲートウェイ機能型	都決 (3月)			工事および開業前イベント開催等								
	網切線		・幅員16m ・延長570m	都決 (3月)			工事								
	駅前線		・幅員15m ・延長104m	都決 (3月)			工事								
	斑尾線		・幅員16m ・延長78m								工事				
	南口広場		・広場面積1500㎡ ・公園機能型(街区公園)		工事										
	高架橋沿緑地		・新幹線高架橋と住環境ゾーンの 間のバッファ機能								工事				
駅西地区	西口広場	飯山市	・広場面積 約2500㎡								工事				
	広域駐車場	未定	・駐車台数200台～500台								工事				
	駅西線	飯山市	・幅員12m ・延長200m								工事				
	斑尾線	道路部	長野県	・幅員16m ・延長300m	都決 (3月)							工事			
		踏切部			都決 (3月)							工事			
観光情報案内館 交流館・既存資産活用等			未定				工事								

8-3 都市景観コントロール制度・事業手法

ここでは良好な都市景観を誘導する一般的な制度や事業手法について、資料として整理しておく。特に2)では2004年に成立した景観法に基づく規制誘導手法についてまとめる。

1) 都市デザインの実現を支援する制度

市街地整備を支援する制度として、補助事業や融資制度などの資金面での支援制度や様々な規制・誘導の制度があるが、ここではそのような制度の中から都市デザインの実現に有効な制度を抽出した。

■図表 8.4 都市デザインの実現に有効な制度一覧

参考資料)
財団法人都市づくり
パブリックデザイン
センター：市街地整
備と都市デザイン

制 度	制度の活用が考えられる分野				
	道路空間のデザイン (第3章)	オープンスペースの デザイン(第4章)	街並みのデザイン (第5章)	自然的資源の活用 (第6章)	歴史的資源の活用 (第7章)
資金的支援					
国の補助による事業制度					
1. 土地地区画整理事業国庫補助	●	●			
2. ふるさとの顔づくりモデル土地地区画整理事業	●	●	●		
3. 街区高度利用推進事業	●	●	●		
4. 立体換地促進事業			●		
5. 土地地区画整理事業による高度情報通信基盤整備モデル事業(コスモタウンモデル事業)	●		●		
6. 都市拠点統合整備事業	●	●	●		
7. 複合交通空間整備事業	●	●			
8. キャブシステム整備事業	●				
9. ジョギングロード整備事業	●				
10. シンボルロード整備事業	●				
11. 歴史的地区環境整備街路事業	●		●		●
12. 居住環境整備事業	●		●		
13. 特定交通安全施設等整備事業	●				
14. リフレッシュマイロードモデル事業	●				
15. まちなみ景観総合整備事業		●	●		
16. コミュニティ道路整備事業	●				
17. 基幹公園		●			
18. アクアパークモデル事業		●			
19. 下水道水緑景観モデル事業	●			●	
20. せせらぎふれあいモデル事業		●			
21. リバーサイドタウン整備事業			●		
22. 桜づつみモデル事業		●			
23. ふるさとの川モデル事業		●			
24. マイタウン・マイリバー整備事業		●			
25. スーパー堤防整備事業		●			
26. 都市環境基盤整備推進モデル事業(エコシティ整備推進事業)	●	●			
27. 商業地域振興整備事業	●	●	●		

制 度	制度の活用が考えられる分野				
	道路空間のデザイン (第3章)	デザイン・スペースの デザイン(第4章)	街並みのデザイン (第5章)	自然的資源の活用 (第6章)	歴史的資源の活用 (第7章)
28. 都市拠点開発緊急促進事業	●	●	●		
29. 共同駐車場整備促進事業	●				
30. まちなか活性化再開発事業	●	●	●		
31. 歴史的建築物等活用型再開発事業	●	●	●		●
32. 都市活力再生拠点整備事業(リジューム)	●	●	●		
33. 市街地空間統合整備事業		●	●		
34. 水辺居住整備事業		●	●		
35. 地域木造住宅供給促進事業			●		
36. うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度	●	●	●	●	●
37. 都市景観形成モデル都市制度	●	●	●	●	●
38. インテリジェント・シティ整備推進事業	●	●	●		
39. 地方中心市街地活性化計画(シェイプアップマイタウン計画)	●	●	●	●	●
融資制度					
40. 道路開発資金制度	●	●	●		
41. 有料融資事業(駐車場整備)	●				
42. 総合駐車場事業	●				
43. 水辺空間整備事業融資制度			●		
44. 都市・建築景観整備事業	●	●	●		
45. 地方都市中心市街地活性化事業	●	●	●		
46. アーバンコンプレックスビルディング整備事業			●		
47. 地域住宅計画(HOPE 計画)推進事業			●		
48. 小売(卸売)商業商店街近代化事業	●	●	●		
規制・誘導方策					
都市計画法による地域地区					
49. 特定街区		●	●		
50. 美観地区			●	●	●
51. 風致地区				●	●
52. 緑地保全地区				●	
53. 伝統的建造物群保存地区			●		●
54. 地区計画制度	●	●	●		
条例					
55. 屋外広告物法にもとづく条例			●		
その他					
56. 総合設計制度		●	●		
57. 建築協定			●		
58. 緑化協定			●		

(平成5年4月現在)

上記にまとめた都市デザインの実現に有効な制度の中から、一般的な土地区画整理事業で適応できる制度を抽出し、その詳細について以下にまとめた。

■地区計画制度

目 的	区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備、保全
要 件	地区計画を定めることができるのは、次のいずれかの土地の区域である。 ① 次のいずれかに該当する市街化区域内の土地の区域 ・市街地開発事業その他相当規模の建築物若しくはその敷地の整備又はこれらと併せて行う公共施設の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域 ・現に市街化しつつあり、又は市街化することが確実と見込まれる土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの ・健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域 ② 次のいずれかに該当する市街化調整区域内の土地の区域 ・住宅市街地の開発その他相当規模の建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域 ・健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域
決定手続き	地区計画は、都市計画の一つとして一般的な都市計画の手続きに従って案の縦覧、意見書の提出等が行われるが、地区計画は比較的小範囲の地区に限定して他の都市計画よりも詳細に定められ、関係者の開発行為や建築行為に大きな影響を与えるものであることから、地区計画の案は、その区域内の土地の所有者等の意見を聴いて作成し、案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法は条例で定められるなど、案の作成段階から地区住民等の利害関係者の意見を求めて作成される。
規制・誘導の 内 容	地区整備計画を定めた区域について次の制限等が課せられる。 ① 届出・勧告制度 土地の区画形質の変更、建築物の建築等行為に着手する30日までに届出。計画不適合は市町村が設計変更その他必要な措置を執ることを勧告できる ② 開発許可の基準 ③ 市町村の条例に基づく制限 建築物の敷地、構造、建築設備又は用途等に関する事項 ④ 道路位置指定に関する特例 道路の位置指定は計画に即して行う ⑤ 予定道路の指定

■屋外広告物条例に基づく条例

目 的	美観風致の維持
要 件	条例を定め、広告物を規制できる地域は、市（都の特別区を含む）および人口5,000人以上の市街的町村の区域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、美観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等。
決定手続き	都道府県が屋外広告物法にもとづいて定める。
内 容	条例で定めることができる事項は次のとおり。 ① 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止または制限 ② 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法についての禁止又は制限 ③ 違反に対する措置 ④ 屋外広告業の届け出 ⑤ 屋外広告業における講習会終了者の設置 ⑥ 屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告

■建築協定

目 的	一定の区域の土地において、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築性に関する基準について、土地の所有者等が協定を締結し、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境改善を図る。
要 件	建築協定を締結できる旨の条例が定められた地域。
決定手続き	土地の所有者等が締結し、特定行政庁の認可を受ける。 建築協定の内容及び内容の変更については、土地の所有者等の全員の合意が必要である。
内 容	建築協定には、次の事項を定める。 ① 建築協定区域 ② 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築整備に関する基準 ③ 建築協定の有効期間 ④ 建築協定に違反した場合の措置

■緑化協定

目 的	都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は、道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保する。
要 件	都市計画区域内
決定手続き	土地所有者等が締結し、市町村長の認可を受ける。 緑化協定の内容については、土地所有者等の全員の合意が必要である。
内 容	緑化協定には、次の事項を定める。 ① 緑化協定区域 ② 緑化に関する事項のうち必要なもの 樹木等の種類、樹木等を植栽する場所、かき又はさくの構造、その他緑化に関する事項 ③ 緑化協定の有効期間 ④ 緑化協定に違反した場合の措置

2) 景観法に基づく支援制度

2004年6月、我が国で初めてとなる景観についての総合的な法律「景観法」が設立された。同年12月に一部施行され、各地では良好な景観形成にむけた取組みが進みつつある。以下、景観法に基づく規制誘導手法とその支援制度を中心にまとめる。

参考資料) 国土交通省 都市・地域整備局都市計画課「景観法の概要」平成17年9月

(1) 景観法の概要

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

市町村(*)による景観計画の作成

(*)広域的な場合等は都道府県

・住民やNPO法人による提案が可能。

景観計画の区域(都市計画区域外でも指定可能。)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・一定の場合は変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協議会

行政と住民等が協働して取組む場



[オープンカフェの取組例]

ソフト面の支援

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

[商店街での取組イメージ]



景 観 地 区

(都市計画)

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての総合規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能



[まちなみイメージ]

景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

[イメージ]



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

■景観地区の目的・効果と規制の対象について

目的・効果

- 「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区
- 都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充
- 既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用可能
- 建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能

規制の対象

- 「市街地の良好な景観の形成」とは、建築物のみを対象としているのではなく、建築物とその他の人工的要素や自然的要素が一体となって醸し出されるもの
- このため、地区の様々な構成要素を勘案して、総合的かつ横断的に必要な規制を定めることが必要

＜構成要素ごとの考え方＞

- ・建築物は市街地内に必ず存在 ＝ 地区内の景観を構成する主要な要素
⇒良好な景観の形成に必要な不可欠な「形態意匠の制限」を必須事項とする
- ・工作物は、景観地区の地域特性や目標とする景観像に応じて、景観の構成要素としての重みが異なる
⇒必要な場合に、条例で選択できる仕組み
- ・開発行為等の行為制限は、景観地区ごとの地形上の特性、自然的要素や目標とする景観像により必要性が異なる
⇒必要な場合に、条例で選択できる仕組み

■景観地区の内容

○都市計画で定める事項

○種類 ○位置 ○区域 ○面積 ○名称	必須事項	都市計画法 第8条第3項 第1号及び第3号
○建築物の形態意匠の制限		
○建築物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面の位置の制限 ○建築物の敷地面積の最低限度	選択事項	景観法 第61条第2項

○条例で定める事項

○工作物の形態意匠の制限 ○工作物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面後退区域における工作物の設置の制限	選択事項	景観法 第72条第1項
○開発行為その他政令で定める行為の規制 (土地の形質変更、木竹の伐採 等)		景観法 第73条第1項

■景観重要建造物及び景観重要樹木

地域のランドスケープになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全

- 景観行政団体の長が、景観上重要な建築物、工作物、樹木を指定
- 所有者等の適正な管理義務、現状変更に関しての景観行政団体の長の許可、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定により景観を維持
- 建築物の外観に係る部分等についての規制緩和が可能（建築基準法の特例による）

景観重要建造物・樹木

【施行規則】（指定基準）

「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」
「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」

【運用指針】

- 建造物又は樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないこと
- 所有者など限定された者のみしか、通常見ることができない建造物又は樹木を指定することは適切でないこと

景観重要建造物

【指定・変更手続】

- 指定に当たり、同意は要しないが所有者の意見を尊重
- 所有者による指定の提案にあたっては、1/2500以上の図面、外観の特徴が明瞭にわかる写真の添付
- 通知する事項：指定番号、指定年月日、名称、所在地、所有者、外観の特徴など

【景観重要建造物に係る規制】

- 景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は景観行政団体の長の許可が必要

【管理の基準】

- 景観重要建造物の良好な景観の保全のための必要な管理の方法の基準
→当該基準に従った管理に関する命令又は勧告、基準に適合する行為が許可の適用除外行為になるため過不足なく定める

【建築基準法の特例】

- 景観重要建造物に係る建築基準法の緩和規定（別添）：国土交通大臣の承認を得て、条例で建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の全部又は一部の適用除外又は緩和
- 伝統的建造物群保存地区では緩和規定のない、壁面線による建築制限、外壁の後退距離の制限、日影規制等に関しても特例の規定

管理協定

- 景観行政団体又は景観整備機構が、景観重要建造物又は景観重要樹木について所有者との間で管理協定を締結し、当該所有者に代わりその管理を行う制度
- 管理協定が締結されたときは、縦覧場所の公告を行うとともに、公告のあった後に所有者となった者にも効力が及ぶことから周知措置を図ること
- 景観重要樹木については、緑地管理機構が管理協定を締結することも可能

その他

- 台帳の作成と保管義務、情報開示措置
- 景観重要建造物又は景観重要樹木に係る提案制度（提案主体は所有者又は所有者の同意を得た景観整備機構）
- 道路、河川等特定公共施設のうち良好な景観の保全が必要な建造物や樹木については、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定でなく景観重要公共施設として適切に整備・管理

■景観協議会

住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場の提供

- 景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構が組織できる協議会
- 必要に応じ、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えることが可能
- 協議会で決めた事柄には尊重義務が発生

【運用指針】

1の景観計画区域において複数の景観協議会を組織することも可能

広域的な観点から良好な景観形成を推進する場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催するなど一体的な運用も考えられる。

例：シンボルロードなどの景観重要公共施設と周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民などが参加し、景観重要公共施設としての整備方針、占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法など景観形成のあり方を検討する協議会

■景観整備機構

NPO法人や公益法人を位置付けて、住民主導の持続的な取組を支援

- 景観の専門家による情報提供
- 住民合意に向けたコーディネート
- 景観重要建造物の買取や整備の推進

【景観整備機構の業務】

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

■景観協定

建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を一体的に協定

- 土地所有者等の合意により自主的に協定
- 第三者に譲渡されても有効
- 建築物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能



【運用指針】

活用方策の例：

- ・建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の景観の保全・創出を図る。
- ・周辺の緑地と一体的に良好な景観を有している住宅地、集落等において、緑地や樹林地等の保全と併せて建築物や工作物の高さ、色等についての基準を定め、良好な景観の形成を図る。
- ・商店街において、ショーウィンドウ、外観等の照明や、店の前に設置する可動式のワゴンの形式を定めること等により、にぎわいのある良好な商業景観の形成を図る。
- ・シンボルロード沿いの敷地にセットバックを行いオープンカフェを設置すること、建築物の前に花を設置すること、清掃活動の回数等を定めること等により、格調とにぎわいのあるシンボル空間の形成を図る。

等

(2) 景観法に関わる支援制度

■景観形成事業推進費

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、それに関連する事業及び調査について、年度途中に必要なに応じた機動的な予算措置を行う。

平成16年度実施計画額192億円(事業分183億円、調査分9.4億円)

平成17年度予算額 200億円

<対象事業>

- ① 景観法に基づく景観計画に定められた事業
- ② 同計画に定められた景観計画区域又は景観地区の区域において行われる良好な景観の形成のための事業 等

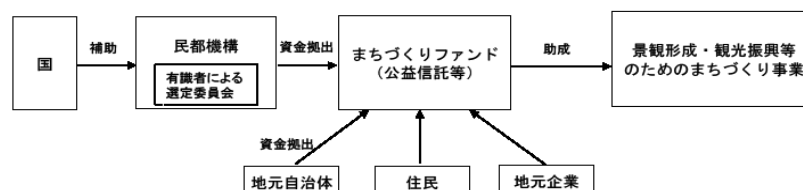


■「住民参加型まちづくりファンド」の創設

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、民都機構が資金拠出による支援を行う。 <平成17年度予算額(新規) 160億円の内数>

<概要>

- ① 民間都市開発事業への助成等を行う「まちづくりファンド」(公益信託又は公益法人)に対し、民都機構が資金拠出による支援を行うための資金について、補助を行う。
- ② 対象となる「まちづくりファンド」は、募集等により住民・企業等からの資金拠出が既に行われ、または今後行われることが見込まれるものに限定するものとする。
- ③ 民都機構の拠出金額は原則として2,000万円を限度とし、「まちづくりファンド」の助成等の対象等を考慮して特段の必要性が認められる場合には、5,000万円まで拠出できるものとする。



■街なみ環境整備事業の拡充

景観法に基づく取組みの着実な推進を図るための措置を講じる等により、市町村や土地所有者等による景観形成事業を支援する。

平成16年度予算額 474億円の内数

平成17年度予算額 439億円の内数

<概要>

(1) 景観法との連携の明確化

景観法に基づく景観計画区域及び景観地区について、街なみ環境整備促進区域の要件として位置付ける。

(2) 景観重要建造物に係る支援

- ① 景観法に基づく景観重要建造物の修景について、修景施設整備費の対象であることを明確化する。
- ② 街なみ整備助成事業の施行者に景観整備機構を追加する。